協会員に対する処分について

日本貸金業協会(会長:飯島 巖)は、平成25年3月19日開催の平成24年度第12回理事会において、 以下の処分を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

処 分 決 定 日 平成25年3月19日

処 分 対 象 者 株式会社UCS(U-Finance) (協会員番号 第001080号)

登 録 番 号 東京都知事(3)第29876号

処 分 の 種 類 除 名

処 分 の 理 由 平成23年度上期から平成24年度下期間の会費について連続して滞納したため

根 拠 規 定 定款第21条第1項第3号及び第2項

処分の効力発生日 平成25年3月19日

公 表 日 平成25年4月 1日

問 合 せ 先 日 本 貸 金 業 協 会 会 員 部 会 員 課 電話 03 - 5739 - 3012

協会員に対する処分について

日本貸金業協会(会長:飯島 巖)は、平成25年3月19日開催の平成24年度第12回理事会において、 以下の処分を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

処 分 決 定 日 平成25年3月19日

処 分 対 象 者 井上商事(井上敏一) (協会員番号 第003375号)

登 録 番 号 大阪府知事(3)第12760号

処 分 の 種 類 除 名

処 分 の 理 由 平成23年度下期から平成24年度下期までの会費を滞納したため

根 拠 規 定 定款第21条第1項第3号及び第2項

処分の効力発生日 平成25年3月31日

公 表 日 平成25年4月16日

問 合 せ 先 日 本 貸 金 業 協 会 業務企画部 会員加入促進登録課 電話 03 - 5739 - 3012